# 第8編 河川事業編 第8章 工事費用の分担 3 執行上の留意事項

ページ・8-8-16

## (3) 受託事業について

① 受託事業の要件

県工事と合併又は関連して実施することが必要な工事又は、県が実施することが公益上特に必要 と認められる工事(建設省受託事務処理規定参照)

現

行

### ② 事前協議

事業を他の事業と合併して施行することが適当と認められるときは、委託又は受託条件等についてあらかじめ部長の承認(設計書、協定書(案)等を添付)を得て、関係事業者と協議を行う。 (土木部建設工事事務処理の手引 P7)

### ③ 予算執行の制限

予算執行者は歳出予算(繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しされた経費を含む。以下同じ)のうち、財源の全部又は一部を国庫支出金、分担金、地方債、その他の特定収入(以下「国庫支出金等」という)を当てているものについては、当該収入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、総務部長の承認を得たときは、この限りでない。
(財務規則第21条)

# ④ 受託事業収入

受託工事の発注までにその全額を調停決議し、納入通知書を交付する。ただし、これにより難い ものにあっては、その理由を受託事業収入台帳に記載しておくものとする。

(土木部建設工事事務処理の手引 P7)

### ⑤ 事業費の算出

#### (イ) 工事費按分

- ・落札額にアロケ率を乗じる場合は四捨五入して千円単位にする。(相手方有利に端数整理)
- ・消費税については、按分後税率を乗じて、円単位とする。

工事費 (落札額) 4,875,000円 アロケ率 県70% 相手側30% 税率8%

工事契約額 5,265,000円

県負担分 4,875,000×0,7=3,412,500⇒3,413,000

 $3,413,000\times0.08=273,040$ 

3,413,000+273.040=3,686,040

相手側負担分 4,875,000×0.3=1,462,500⇒1,462,000

 $1,462,000\!\times\!0.08\!=\!116,960$ 

1,462,000+116,960=1,578,960

# 改定

# ページ:8-8-16

### (3) 受託事業について

① 受託事業の要件

県工事と合併又は関連して実施することが必要な工事又は、県が実施することが公益上特に必要 と認められる工事(建設省受託事務処理規定参照)

### ② 事前協議

事業を他の事業と合併して施行することが適当と認められるときは、委託又は受託条件等についてあらかじめ部長の承認(設計書、協定書(案)等を添付)を得て、関係事業者と協議を行う。 (土木部建設工事事務処理の手引 P7)

### ③ 予算執行の制限

予算執行者は歳出予算(繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しされた経費を含む。以下同じ)のうち、財源の全部又は一部を国庫支出金、分担金、地方債、その他の特定収入(以下「国庫支出金等」という)を当てているものについては、当該収入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、総務部長の承認を得たときは、この限りでない。

(財務規則第21条)

## ④ 受託事業収入

受託事業費に係る事務処理については、「特定財源の徴収事務処理手順」によるものとする。

### ⑤ 事業費の算出

# (イ) 工事費按分

- ・落札額にアロケ率を乗じる場合は四捨五入して千円単位にする。(相手方有利に端数整理)
- ・消費税については、按分後税率を乗じて、円単位とする。

工事費 (落札額) 4,875,000円 アロケ率 県70% 相手側30% 税率8%

工事契約額 5,265,000円

県負担分 4,875,000×0.7=3,412,500⇒3,413,000

 $3,413,000\times0.08=273,040$ 

3,413,000+273.040=3,686,040

相手側負担分 4,875,000×0.3=1,462,500⇒1,462,000

1, 462, 000  $\times$  0. 08 = 116, 960

1,462,000+116,960=1,578,960